

静岡県小学校英語指導資格認定

(License for Elementary English Teaching in Shizuoka)

実 施 要 綱

静岡県教育委員会

静岡県小学校英語指導資格認定実施要綱

1 趣旨

小学校における外国語教育を推進するため、静岡県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、小学校外国語教育において豊かな授業実践経験を有している教員及び各種資格等を有している教員に対して、「静岡県小学校英語指導資格（License for Elementary English Teaching in Shizuoka）」（以下「LETS」という。）を認定する。

2 対象者

LETSの認定対象者は、認定年度の4月1日時点において、教員（臨時講師を含む）経験3年以上かつ平成23年度以降小学校外国語教育の2年以上の指導経験を有する静岡県内（政令市を除く。以下同じ。）の公立小学校の教頭、主幹教諭又は教諭を原則とする。ただし、中学校教諭免許状（英語）を有している者は除く。

3 認定基準

以下に定める基準の(1)又は(2)に該当する者を認定する。

(1) 国による英語教育推進リーダーとして認証された者又は認証予定の者

(2) 次に掲げる要件のうち、2つ以上を満たす者

ア 英語能力に関する資格を取得している者

（英語検定2級以上、TOEIC L&R 550点以上、TOEFL iBT 60点以上、IELTS 4.5以上等）

イ 英語教育推進リーダーによる「中核教員研修会」を受講し、校内において伝達研修を実施した者（年度内終了予定者も含む。）

ウ 英語教育推進リーダーによる「中核教員研修会アドバンスト・コース」を受講した者

エ 小学校外国語活動の教科等指導リーダーの経験を有する者

オ 県又は市町等の小学校外国語教育に関する研修会や研究指定等において授業者として授業を公開した者又は助言者等として指導した経験を有する者

カ 「小学校外国語教育教授基礎論」（放送大学）を受講し、単位を修得した者

キ その他、上記に準じた経験又は資格を有する者

4 推薦及び認定

LETSの認定手続きは、以下のとおりとする。

(1) 静岡県内の公立小学校の校長は、自校の教員のうち、3に規定する認定基準を満たすと認められる者がいるときは、静岡県小学校英語指導資格認

定候補者調書（様式第1号）により県教育委員会に推薦する。

(2) 県教育委員会は、推薦を受けた者について審査を行い、適当と認められる者に対し認定証（様式第2号）を交付することで、LETSの認定を行う。

5 認定者の登録

県教育委員会は、4(2)の規定に基づきLETSの認定を受けた者を、静岡県小学校英語指導資格認定者名簿（様式第3号）に登録する。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、認定に関し必要な事項は県教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

静岡県小学校英語指導資格認定候補者調書

学校名				職員番号		
生年月日				年齢 (.4.1現在)	歳	
フリガナ 氏名		職名		所持免許		
認定基準	項目		該当箇所○	備考(内容、時期等を記入)		
	(1)	英語教育推進リーダー				
	(2)	ア	英語能力に関する資格			
		イ	中核教員			
		ウ	アドバンスト・コース受講			
		エ	教科等指導リーダー			
		オ	公開授業者または助言者			
		カ	放送大学「小学校外国語教育教授基礎論」単位修得			
	キ	その他				
推薦理由						

Shizuoka Prefectural Board of Education

License Number

Certificate

License for Elementary English Teaching in Shizuoka

This is to certify that

Firstname Lastname

has successfully satisfied the requirements

for Elementary School English Language Teaching Qualification Accreditation.

Head of the Compulsory Education Division



Superintendent of Shizuoka Prefectural Board of Education

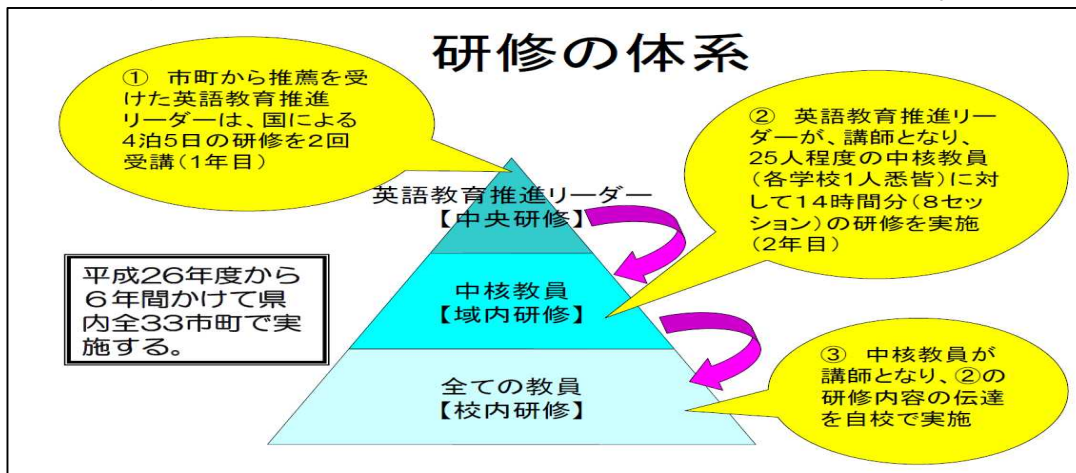
「英語教育推進リーダーによる中央研修及び中核教員研修【小学校】」

(義務教育課 企画・指導班)

静岡県小学校英語指導資格認定実施要綱の「3 認定基準」において、「国による英語教育推進リーダーとして認証された者又は認証予定の者」であれば認定すること、及び「英語教育推進リーダーによる中核教員研修を受講（以下、省略）」を認定基準の1つとした根拠として、「中央研修」及び「中核教員研修」の概要を以下に示す。

1 概要

平成25年12月に文部科学省が発表したグローバル化に対応した英語教育改革実施計画において、各学校種における指導体制強化を目的として、英語教育推進リーダーの養成が打ち出され、平成26年度から5年計画の事業として実施されている。



2 各年度の英語教育推進リーダーの人数

4人（静岡教育事務所管内 2人、静岡西教育事務所管内 2人）

3 英語教育推進リーダー中央研修

文部科学省が委託した専門機関（ブリティッシュ・カウンシル）のネイティブ講師によるオールイングリッシュの研修が実施される。

第1回 （6月～7月頃）4泊5日 実践のための研修

（第1回終了～第2回までの間は、自校での授業実践）

第2回 （10月～11月頃）4泊5日 研修指導のための研修

4 英語教育推進リーダーによる中核教員研修

中央研修を終了した英語教育推進リーダーは、各地域に戻り14時間分の伝達講習の実施を義務付けられている。（下記の表参照）

	伝達講習の研修内容	時間	中央研修 参加年度	静岡教育事務所管内		静岡西教育事務所管内	
				リーダー市町	グループ市町	リーダー市町	グループ市町
1	教室英語	1	26	沼津市	清水町、長泉町	藤枝市	焼津市
2	絵本の活用	2		御殿場市	裾野市、小山町	磐田市	
3	単語や表現の学習	3	27	富士宮市		島田市	川根本町
4	A L Tとの打合せ	1		東伊豆町	下田市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	牧之原市	吉田町
5	歌の活用	2	28	富士市		菊川市	御前崎市
6	アルファベットの音	2		伊豆の国市	伊豆市、函南町、三島市	掛川市	
7	授業指導案の作成	2	29	伊東市	熱海市	袋井市	湖西市、森町
8	他教科等と関連した内容を取り入れた活動	1		新規計画により推薦予定			